



## 新潟営業統括センターにおける体制の見直しについて

1. 米坂線の運転見合わせを踏まえた体制見直し

対象箇所及び実施期間

新潟営業統括センター【2023年10月1日】

	現行			改正		
	変形等	交代	計	変形等	交代	計
管理	9	8	17	9	7	16
一般	17	21	38	16	22	38

2. 一部駅業務の運輸区移管に伴う体制見直し

対象箇所及び実施期間

新潟営業統括センター【2023年11月1日】

	現行			改正		
	変形等	交代	計	変形等	交代	計
管理	9	8	17	9	7	16
一般	17	21	38	15	22	37

# 米坂線・小国駅の業務量減少の継続 運輸区との業務融合に伴い体制見直し

## 新潟営業統括センターにおける体制の見直しについて 提案交渉

新潟地本は8月8日に団体交渉を行い、新潟支社より「新潟営業統括センターにおける体制の見直しについて」の提案を受けました。小国駅の業務量減少と、運輸区との業務融合に伴い、10月と11月の2度にわたり、新潟営業統括センターの体制を見直すこととしました。

### 米坂線の運転見合わせを踏まえた体制見直し

米坂線の運転見合わせから、運転見合わせによる小国駅の業務量減少が当面の間継続すると回答しました。

◆ 小国駅の業務体制について質すと、被災前はCTCの業務を行っていたといた上で、現状は運転取扱業務は無く、代行バスの対応や遅れが発生した際の隣接駅との繋がりが中心であり、みどりの窓口も通信回線が遮断されているため発売はしていないとしました。

◆ 米坂線の現状と今後の展望について質すと支社側は、昨年8月の豪雨災害により長期にわたり運転を見合わせており、復旧までの工期は5年以上であるとしていました。

◆ また、券売機の縮切作業も村上管理箇所の社員が小国駅まで来て行うため、基本的に小国駅の社員は金銭に関わる事はないとしました。

◆ その上で勤務の体制について、現状は1徹を管理者、1日勤を一般社員が行っているが、10月1日以降は主務職等の一般社員が中心に泊まる体制へ見直すこととしました。

◆ 冬期の体制について問うと支社側は、10月1日以降もバスの時刻表に合わせて作業ダイヤを組んでいくとした上で、今冬期も



◆ テンポラリースタッフを雇うようであれば、その時間に合せて起床時間を変える事はあり得るとしました。

### 一部駅業務の運輸区移管に伴う体制見直し

◆ 今年3月に開始した、新潟運輸区乗務員による新潟駅との業務融合を本実施として、11月1日より一般の変形等を15名とするとしました。

◆ 現在は新潟運輸区の乗務行路の中で見習いとして担っている新潟駅の改札業務を本実施とする事で、一般の変形等を△1名とするもので、11月時点で一般の交代や管理の増減は無いとしました。

◆ 乗換改札口の体制の詳細については質すと支社側は、現行は駅社員の泊まりが1徹と1日勤で日中帯は2名体制であり、ここに乗務員が見習いで入っていることとしました。

◆ また、1徹については本務が1人いるが窓口は固定ではなく、一部の時間に在来線東口から乗換改札口に来たり、新幹線東口に

◆ 繁忙期や、今後お客さまの流れが変化した場合について質すと、現行でも臨時の勤務で日勤を多く配置するという事はあり、小国駅で多客などが想定される場合には勤務指定するという事に変わりはないとしました。

◆ 村上の業務担当社員が小国駅の1徹に入る事はあるのかを問うと、現状当務の見習いを終えている社員については、今後も入るという事は想定をしていくこととしました。

◆ 行ったりと、複数の社員が入り混じって1徹分を確保していることとしました。

◆ その上で、11月1日以降の駅社員は1徹のみとなり、駅社員1人と乗務員1人が基本の体制になるとしました。

◆ 駅業務を行っている新潟運輸区乗務員の声を把握しているのか質すと支社側は、苦勞されていることと、一番苦勞しているのはマルスの扱いであることは把握しているとする一方で、駅から直ぐに車掌になった若い乗務員についてはある程度こなせているとの認識を示しました。

◆ その上で現状、駅業務に關しては誰かしら一人は一緒にいる状況であり、レスピ等で応援を呼べる体制であるとしました。

## 新潟地本エルダー協議会主催 エルダー組合員懇親会



◆ とき 2023年8月26日(土) 14時30分より  
◆ ところ 新潟駅南「四季彩」  
◆ 参加費 1人2,000円



◆ 新潟運輸区の乗務員の行路について質すと、11月1日以降も変更は無いとしました。

◆ 駅業務が4時間半と4時間で非常に長いことから組合側は、本実施のタイミングで考慮すべきだったと指摘した上で、先行して実施された長岡運輸区では行路が変更されたこととの違いを質しました。

◆ 支社側は、長岡ではたまたま10月にダイヤ改正というタイミングがあったとして、新潟については3月のダイヤ改正に向けて

◆ 「駅業務の見習いが完了しているため他の業務を行う」という判断はどのように行うのかを質すと、見習いの回数や本人の申告を含めて、管理者が判断する形になるとの考えを示しました。

◆ 最終的に駅業務を行えるという判断は誰が行うのかを質すと、オペレーションマネジメントユニットで一定のチェックリストを用いて個人の習熟度を定量的に把握して、それを運輸区と情報共有して連携していることとしました。